

公的開発援助(ODA) 資金及び外国ドナー譲許的ローン資金の管理及び使用に関する政令

(No.56/2020/ND-CP): 目次(1/2)

第1章: 一般規定		第5章: プログラム, プロジェクト, ノン・プロジェクトの実施管理	
第1条	調整範囲	第34条	プログラム, プロジェクト, ノン・プロジェクトに係る各々の管理体制の形式
第2条	適用対象	第35条	プロジェクト管理委員会の設置
第3条	用語解説	第36条	プログラム/プロジェクトの実施の管理における所管機関の任務, 権限
第4条	ODA資金/譲許的ローン資金の各々の供与方式	第37条	プログラム/プロジェクトの実施管理におけるプロジェクトオーナーの任務, 権限
第5条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用する優先度	第38条	プログラム/プロジェクトの実施管理におけるプロジェクト管理委員会の任務, 権限
第6条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する国家管理における内容及び基本原則	第39条	プログラム/プロジェクトを管理するコンサルタントの雇用
第7条	ODAローン資金/譲許的ローン資金に対する国内財政スキームの適用原則	第40条	ODA資金及び譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトのための, 外国資本源による公共投資計画の立案, 審査, 承認及び割当て
第8条	ODA資金/譲許的ローン資金の管理及び使用に係る手順, 手続き	第41条	ODA資金/譲許的ローン資金, カウンターパート資金を使用するプログラム/プロジェクトの実施に係る総合計画の立案, 承認
第9条	予算への支援項目の受領方針	第42条	ODA資金, 譲許的ローン資金, カウンターパート資金を使用するプログラム/プロジェクトの実施に係る年間計画の立案, 承認
第10条	地域におけるプログラム/プロジェクトへの参画	第43条	プログラム/プロジェクトの実施準備及び実施のためのカウンターパート資金
第11条	民間セクターのODA資金/譲許的ローン資金へのアクセス	第44条	プログラム/プロジェクトに対する税及び手数料
第2章: ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクト; 無償ODA資金を使用する投資プログラム/投資プロジェクト; 投資プロジェクトを準備するための無償ODA資金を使用する技術協力プロジェクトに係る投資方針及び投資決定の立案, 審査, 決定		第45条	賠償, 支援及び再定住
		第46条	入札
第1節: プログラム/プロジェクトに係る投資方針の立案, 審査, 決定		第47条	余剰資金
第12条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資方針決定の権限	第48条	建設, 査収, 引渡し, 会計検査, 決算の管理
第13条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの提案	第49条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る監視, 検査, 評価, 監査
第14条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資方針決定の手順, 手続き	第6章: ODAローン資金及び譲許的ローン資金に係る財務管理	
第15条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係るブレフ/S報告書, 投資方針提案報告書の審査に係る書類, 内容及び期間	第1節: 支払口座の開設及び管理	
第16条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資方針の権限を有する機関への提出書類及び決定期間	第50条	ベトナム国庫, サービス銀行のシステムにおけるODAローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトのための支払口座の開設
第17条	事前に実施する各々の事業	第51条	ODAローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトのサービス銀行の選定基準
第18条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資方針決定の主な内容	第52条	サービス銀行の責務
第19条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資方針の調整	第53条	ODAローン資金, 譲許的ローン資金の仮払金専用口座の開設及び管理に係る原則
第2節: プログラム/プロジェクトに係る投資の立案, 審査, 決定		第54条	ODAローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの口座保有機関の責務
第20条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資決定の権限	第2節: ODAローン資金源/譲許的ローン資金源に係る財政計画の立案	
第21条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトに係る投資の立案, 審査, 決定の手順	第55条	ODAローン資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの年間財政計画の立案
第22条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクトの調整	第56条	年間国家予算の概算におけるODAローン資金源/譲許的ローン資金源の財政計画のとりまとめ
第3章: 無償ODA資金を使用する技術協力プロジェクト, ノン・プロジェクトに係る実施方針の立案, 審査, 決定及び文書の承認		第57条	予算及び国庫管理情報システム(TABMIS)における年間の概算に係る入力及び承認
第23条	技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトに係る実施方針の承認及び技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトに係る文書の承認の権限	第3節: ODAローン資金源/譲許的ローン資金源の支出項目の監視	
第24条	技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトに係る文書の立案	第58条	支出項目の監視に係る原則
第25条	政府首相の権限に属する技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトの実施方針の決定に係る手順, 手続き	第59条	支出項目の監視機関
第26条	技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトに係る文書の審査及び決定に係る手順, 手続き	第60条	支出項目の監視の形式
第27条	実施方針決定及び技術協力プロジェクト/ノン・プロジェクトに係る文書の承認決定の調整	第4節: ODA資金/譲許的ローン資金の引き出し, 会計処理管理	
第4章: ODAローン資金/譲許的ローン資金に係る国際条約及び合意の締結		第61条	ODA資金/譲許的ローン資金の各々の引き出し方式
第1節: ODA資金/譲許的ローン資金に関する国際条約の締結		第62条	ODA資金/譲許的ローン資金の引き出しに係る処理期間
第28条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する国際条約の締結を提案する根拠	第63条	ODA資金/譲許的ローン資金の引き出しに係る手順, 手続き
第29条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する国際条約の締結提案機関	第64条	国家予算へのODAローン資金/譲許的ローン資金の会計処理の管理に係る原則
第30条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する国際条約の締結, 改正, 補充及び延長に係る手順, 手続き	第65条	直接の予算への支援に係る会計処理
第2節: ODA資金/譲許的ローン資金に関する合意の締結		第66条	ベトナム国庫におけるODAローン資金/譲許的ローン資金の会計処理
第31条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する合意の締結を提案する根拠	第67条	財政省において転貸するODAローン資金/譲許的ローン資金の会計処理
第32条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する合意の締結に係る提案機関	第68条	会計処理における為替レート
第33条	ODA資金/譲許的ローン資金に関する合意の締結, 改正, 補充及び延長に係る手順, 手続き	第69条	国家予算の会計処理に係る期限

**公的開発援助(ODA) 資金及び外国ドナー譲許的ローン資金の管理及び使用に関する政令
(No.56/2020/ND-CP) : 目次 (2/2)**

第5節: 報告, 会計, 会計監査, 決算, 検査		第8章: ODA資金/譲許的ローン資金の管理及び使用における 機関, 組織の任務, 権限, 責務	
第70条	ODAローン, 譲許的ローンに係る情報のオンライン報告	第81条	計画投資省の任務, 権限
第71条	国家予算のディスパース状況, 会計処理に係る報告	第82条	財政省の任務, 権限
第72条	会計, 会計検査, 決算に係る制度	第83条	ベトナム国家銀行の任務, 権限
第73条	財産管理に関する規定	第84条	司法省の任務, 権限
第6節: 財産管理に関するその他の各々の規定		第85条	外務省の任務, 権限
第74条	ODA資金/譲許的ローン資金を使用するプログラム/プロジェクト に対する特殊内容	第86条	(中央政府の) 省, (中央政府の) 省レベルの機関, 政府直轄機関の任務, 権限
第75条	締結された国際条約, 合意において経常支出内容を有する 各々のプロジェクトの財務管理に係る各々の規定	第87条	(地方政府の) 省レベルの人民委員会の任務, 権限
第7章: 無償ODA資金の財務管理		第9章: 施行条項	
第76条	無償ODA資金に対する財務管理の原則	第88条	実施体制
第77条	無償ODA資金を使用するプログラム/プロジェクトの支払口座の開設	第89条	経過措置
第78条	無償ODA資金に係る財政計画の立案		
第79条	金銭での無償ODA資金に係る支出項目の 監視, ディスパース, 会計処理及び収入・支出計上		
第80条	商品及びサービスによる無償ODA資金の受領		